



政策会議 議事概要

開催日	令和6年10月7日	場所	市役所本庁舎 3階庁議室															
出席者	☒ 市長 ☒ 副市長 ☒ 教育長 ☒ 市長公室長 ☒ 総務部長 ☒ 市民生活部長 ☒ 健康福祉部長 ☒ 産業部長 ☒ 農業委員会事務局長 ☒ 建設部長 ☒ 一宮市民局長 ☒ 波賀市民局長 ☒ 千種市民局長 ☒ 教育部長 ☒ 会計管理者 ☒ 議会事務局課長(代理) ☒ 総合病院副院長兼事務部長																	
議題	宍粟市産後ケア事業の事業内容の拡充について																	
総合計画での位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【15】子育て支援の充実																	
総合戦略での位置付け	【産み育てる】少子化対策																	
現状	宍粟市の産後ケア事業は、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 別添2 産後ケア事業運営要綱（以下、「国要綱」という。）に基づく宍粟市産後ケア事業実施要綱（以下、「市要綱」という。）を平成28年度末に制定し、国庫補助を受け実施している。対象となる産後の期間は当時の国要綱では定めがなく、宍粟市では国ガイドラインに基づき、産後4か月未満の母子で、家族等から支援が得られないことを前提条件とする者を対象者とし、生活保護受給者は利用者自己負担額を全額減免するものとして事業を開始し、現在に至っている。																	
課題	令和3年4月1日の母子保健法（以下、「法」という。）一部改正により、産後ケア事業が初めて法に規定され、「市町村は出生後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない」との努力義務が課された。併せて国要綱も一部改正され、出生後1年以内の母子を対象とする旨が明記され、法の規定と一致する内容となった。宍粟市は法及び国要綱並びに国ガイドラインの一部改正による市要綱の一部改正を一度も行っておらず、これまで4か月以上の母子から相談を受けた実績は無いが、利用要件の緩和がなされていないため、産後ケアを必要とする者が利用できない可能性が出てきている。																	
決定事項	支援拡充の概要：対象者要件・実施内容・減免対象を拡充する。 宍粟市産後ケア事業実施要綱の一部改正（事業内容の拡充） <table><tr><td>区分</td><td>現行</td><td>改正（案）</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>産後4か月未満の母親及びその乳児</td><td>①産後1年以内の母親及びその乳児 ②流産・死産を経験して1年以内の者</td></tr><tr><td>対象要件</td><td>母親に体調不良又は強い育児不安があり、かつ、家族等から産後の支援が十分に得られない者</td><td>産後ケア（心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者。</td></tr><tr><td>実施方法</td><td>①短期入所型 ②通所型</td><td>①短期入所型 ②通所型 ③訪問型</td></tr><tr><td>減免対象</td><td>全額：生活保護受給者</td><td>全額：生活保護受給者 全額：住民税非課税世帯 一部又は全部：一般世帯</td></tr></table> ・令和7年4月1日から事業内容を拡充する。			区分	現行	改正（案）	対象期間	産後4か月未満の母親及びその乳児	①産後1年以内の母親及びその乳児 ②流産・死産を経験して1年以内の者	対象要件	母親に体調不良又は強い育児不安があり、かつ、家族等から産後の支援が十分に得られない者	産後ケア（心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者。	実施方法	①短期入所型 ②通所型	①短期入所型 ②通所型 ③訪問型	減免対象	全額：生活保護受給者	全額：生活保護受給者 全額：住民税非課税世帯 一部又は全部：一般世帯
区分	現行	改正（案）																
対象期間	産後4か月未満の母親及びその乳児	①産後1年以内の母親及びその乳児 ②流産・死産を経験して1年以内の者																
対象要件	母親に体調不良又は強い育児不安があり、かつ、家族等から産後の支援が十分に得られない者	産後ケア（心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者。																
実施方法	①短期入所型 ②通所型	①短期入所型 ②通所型 ③訪問型																
減免対象	全額：生活保護受給者	全額：生活保護受給者 全額：住民税非課税世帯 一部又は全部：一般世帯																